

南史・北史佛教史料稿

——六朝正史佛教・道教史料集の十一・十二——

晋書から隋書に至る六朝の諸正史の佛教史料は昭和三九年以來、各誌に發表の機會に恵まれ、すでに完了した。しかしその中の宋・齊・梁・陳の各史は唐の李百藥撰の南史八十卷に、魏・齊・周と隋の各史は同じく北史百卷と照合さるべきものである。すでに各史の史料稿で南北史等と對照すべきものに注記したが、南史・北史には各史にない特有史料があり、特に南史に多い。

ここに題するのはすべて各史にない史料である。前稿を見直して、各史に載せてあることを見のがしたものを發見した。それは北史の中で隋書にすでにある史料で、「補」と太字をしておいた。「隋書佛教史料稿」(昭五九・アジア研究五號)と對照されれば幸甚である。

まがりなりにもこれで佛教史料に關するかぎり、六朝正史中の史料は全て抽出したはずである。當初、この研究作業を指導助言された故羽田亨先生、故塚本善隆先生に何とか申譯立つような氣もするが、脱誤・失見の個所も多々あるべく、諸賢の叱正を待っている。

なお佛教史料とともに抽出した道教史料は南朝正史の分を東方宗教二三・二四・二五號(昭三九・四〇)に載せたほか史料集の形では未發表であるのが、現在もう一つの心残りである。

宮川尙志

南史佛教史料稿

一、^{卷一・宋}武帝^{本紀上}

嘗游京口竹林寺。⁽¹⁾獨臥講堂前。上有五色龍象。⁽²⁾衆僧見之。驚以白帝。⁽³⁾帝獨喜曰。上人無妄言。

◎京口の竹林寺の瑞祥、武帝の將來を示す。

(1) 江蘇省鎮江市。當時、軍事上の要地。

(2) 沙門慧次(梁傳九)が止住したことがある。同名の寺は江陵・建康にもある。

(3) 南史一にはこの下文に、劉裕の父の墓に天子の氣があり、龍の形を見たこと、その他の奇瑞を記すが、宋書史料四(紀要一三輯)に註したから省く。

二、同右

後伐荻新洲。⁽¹⁾見大蛇長數丈、射之傷。明日復至洲裏。聞有杵臼聲。往覘之、見童子數人。皆青衣擣藥。問其故。答曰。我王爲寄奴所射、合散傳之。帝曰、王神何不殺之。答曰。劉寄奴王者不死。不可殺。

帝叱之皆散。仍收藥而反。又經客下邳逆旅。會一沙門。謂帝曰。江表當亂、安之者其在君乎。⁽³⁾帝先患手創、積年不愈。沙門有一黃藥、因留與帝、既而忽亡。帝以黃散傳之。其創一傳而愈、寶其餘。及所得童子藥、每遇金創、傳之並驗。

◎沙門より黃散藥を與えられ效あり。

(1) 未詳なるも武帝の幼少時住んだ晉陵丹徒京口里(江蘇省鎮江市)附近であろう。

(2) 武帝裕、字德興、小字寄奴。

(3) 建康實錄十一。嘗於下邳舍逆旅。會一沙門。謂帝曰。江表方亂、能安之者其在君乎。既而忽失僧所在。またこの前文に、孔子恭という占墓を善くする者が、武帝の父、翹(彭城郡功曹)の墓を相し「非常地也」と言ったこと、帝が行止の時に兩小龍が附翼するのを見たことを記す。↓宋書史料四

三、卷二・宋前廢帝

〔景和元(四六五)年九月〕又遣發殷貴嬪墓。忿其爲孝武所寵。初貴嬪薨。〔孝〕武帝爲造新安寺。乃遣壞之。又欲誅諸遠近僧尼。⁽³⁾

◎前廢帝子業、新安寺を壞し、僧尼を殺さんと計る。

(1) 宋第五代の主。孝武帝の長子。小字法師(四四九—四六五)。建康實錄一三・少帝という。

(2) 孝武帝の配。貴嬪は位丞相に比するが、宋書八〇では淑儀から貴妃に進み、班、皇后に亞ぐとある。新安子王鸞を生む。

(3) 宋書九七(史料七七)に「乃毀廢新安寺、驅反僧徒」とあり、表現はより穩かである。

四、卷四・齊武帝

仕宋爲贛令。⁽¹⁾江州刺史晉安王子勛反。上不從命。⁽²⁾……上遂率部曲百餘人起義。避難揭陽山。⁽⁴⁾有白雀來集。聞山中有清聲傳漏響。又於山累石爲佛圖。其側忽生一樹。狀如花蓋、青翠扶疏、有殊群木。

◎齊の武帝即位前の佛教的瑞祥。

(1) 南齊の武帝蕭嶷は高帝道成の子。贛(カン)は江西省南部贛州市附近。

(2) 宋の孝武帝の第三子。父帝の後、叔父に當る明帝の即位に反對したが、泰始二(四六六)年敗死。

(3) 武帝は晉安王の命により獄に繋がれたが族人・門客により救出された。

(4) 廣東省揭陽縣西北にあり、潮州の西。秦代から揭嶺として知られた。

五、同 右武帝

〔永明十一(四九三)年〕先是魏地謠言。赤火南流喪南國。是歲有沙門。從北齊此火而至。色赤於常火而微。云以療疾。貴賤爭取之。多得其驗。二十餘日都下大盛。咸云聖火。詔禁之不止。火炙至七炷而疾愈。吳興丘國寶密以還鄉。邑人楊道慶虛疾二十年。依法灸即差。

◎北方の沙門、聖火による法灸を行ない治病。

說明 南齊書卷一九・五行志にいう。

永明中、虜中童謠云。黑水流北、赤火入齊。尋而京師人家忽生火。赤於常火、熱小微。貴賤爭取以治病。法以此火炙桃板七炷。七日皆差。轉禁之不能斷。京師有病瘰者。以火炙數日而差。隣人笑曰。病偶自差、豈能爲。此人便覺頤間癢。明日瘰還如故復。梁以火德興。ここでは沙門の語なく五行思想に結びつける。しかし建康實錄一五には南史と同じく沙門が聖火を齎したといい、かつ卷五、晉中宗元皇帝の〔建武〕三年の條に註して、この聖火が西晋のころ洛陽で知られたことを告げる。

初隨帝過江有王離妻者。洛陽人。將洛陽舊火南渡。自言受道於祖母王氏、傳此火、並有遺書二十七卷。臨終始行此火、勿令斷絕、火色甚赤、異於餘火。有靈驗。四方病者、將此火煮藥及灸。諸病皆愈、

轉相妖惑。官司禁不能止。及季氏死而火亦絕。時人號其所居爲聖火巷。在今縣東南三里。禪衆寺直南出小巷。或云齊時復有聖火。事具齊卷內。

文中、(1)季氏とあるのは恐らく王離妻のことで、脱文があるらしい。今縣とはこの年七月、僑居した琅邪國人千戸のために立てた懷德縣で、丹陽郡に屬し、費縣と改名、湯沐の邑であった。

卷一五の世祖の條末の文も、魏を匈奴となし、「於是匈奴始視爲寇帝方患而憂之」とし、聖火を禁じたのを「詔使吏澆滅之而民亦有竊蓄者。治病先齋戒、以火灸桃板七炷……」とするなど異同がある。

六、卷五・齊廢帝海陵王(1)

先是武帝立禪靈寺於都下。當世以爲壯觀。天意若曰禪者禪也。(2)靈者神明之目。漢文帝晏駕而鼎業傾移也。

七、同 右廢帝東昏侯

A 喜游獵、不避危險。至蔣山定林寺。(1)一沙門病不能去。藏於草間。爲軍人所得。應時殺之。左右韓暉光曰。老道人可念。帝曰。汝見驢鹿、亦不射邪。仍百箭俱發。

B 莊嚴寺有玉九子鈴、外國寺佛面有光相、禪靈寺塔諸寶珎、皆剝取以施潘妃殿飾。(2)

◎東昏侯、定林寺沙門を殺し、莊嚴寺等の裝飾を奪つ。

(1) 建康實錄一二・宋元嘉一十六年の條。「置上定林寺。西南去縣十八里」。註に、「按寺記、元嘉十六年禪師竺法秀造。在下定林之後。法秀初止。其祇洹寺移居於此也」。また同卷、元嘉元年の條、「竹林寺を置く」とあり、註に寺記を按じ、「又置下定林寺。東去縣城一十五里。僧監造。在蔣山陵里也」とある。

(2) 潘妃は東昏侯の愛妾で、南史には下文に「又鑿金爲蓮華。以帖地。令潘妃行其上曰。此步步生蓮華也」という有名な故事を載せる。南史は南齊書よりも東昏侯の愚行・淫樂を詳しく書き、字數三

八三〇に上る。以下は南齊書史料三を見よ。

八、卷六・梁梁高祖武皇帝(1)

尋爲司州刺史。有沙門自稱僧暉。謂帝曰。君項有伏龍、非人臣也。復求、莫知所之。帝在州甚有威名。

◎僧暉と稱する沙門、蕭衍が人臣の相でないと告ぐ。

(1) 南齊建武二(四九五)年のこと。

九、卷七・梁同 右(1)

〔中大通元(五一九)年六月〕是月。都下疫甚。帝於重雲殿爲百姓、設救苦齋、以身爲禱。二年夏四月癸丑。幸同泰寺、設平等會。

◎梁武帝、救苦齋・平等會を設く。

一〇、同 右 同 右

A 〔大同元(五三五年)〕三月丙寅。幸同泰寺設無遮大會。……〔四月〕壬戌。幸同泰寺。鑄十方銀像。并設無學會。(1)

B 〔二年三月〕戊寅。帝幸同泰寺。設平等法會。九年辛亥。幸同泰寺。設無學大會。

C 〔三年〕夏五月癸未。幸同泰寺。鑄十方金銅像。設無學法會。

D 〔六(五四〇)年〕五月己卯。河南王遣使。朝獻馬及方物。求釋迦像、并經論十四條。勅付像并制旨涅槃・般若・金光明講疏一百三卷。

E 〔七年〕是歲宕昌・蠕蠕・高麗・百濟・滑國各遣使朝貢。百濟求涅槃等經疏及醫工畫師・毛詩博士。並許之。(5)

◎梁武帝の奉佛。同泰寺に幸し法會を行ない佛像を鑄させ、また諸外國の請に應じ佛經等を送る。

(1) 無遮大會に同じ。道俗・貴賤の別なく參加させる法會。

(2) 吐谷渾のこと。宋元嘉末、慕延以來河南王と稱した。梁書五四・西北諸戎傳。

(4) 南史七。以下を省く。

(5) 河南の東南、益州の西北に西羌族が立てた國。宋孝武帝以來

南朝に通好した。この時の王は彌泰という。

(6) 梁書三によれば、芮芮國(蠕蠕)の遣使は九月のこと、他の四國は三月の事とする。

一、卷三・列傳王慈⁽¹⁾

十歳時、與蔡興宗子約、入寺禮拜。正遇沙門懺。約戲慈曰。衆僧今日可謂虔虔。慈應聲曰。卿如此、何以興蔡氏之宗。

◎蔡約と寺に入り沙門懺を見る。

(1) 字は伯寶(四五―四九一)。琅邪臨沂の人。王僧虔(南齊書三三)の子。南齊書四六の專傳にはこの事がない。

(2) 蔡約(四四―四八四。南齊書四六・南史二九・蔡廓傳)は字は景攝。廓の子、興宗(宋書五七)の子。この事件は宋の大明四(四六〇)年であり、約の方が年長で二十歳だった。

(3) 懺儀・懺法のこと、法華・涅槃・金光明・般若經等の説に依り罪過を懺悔する儀式で梁代には盛行した。懺悔の前に禮讃を行なうので合わせて禮懺という。

(4) 中國で他人の父の名諱の字音を使用することは敬避(タブー)である。ここで年長の蔡約が相手は子供と思わずと王慈の父、僧虔の字を口にしたのに對し、十歳の慈が、「そんな禮儀知らずでは一門を興せないぞ」と蔡約の父、興宗(諱かつ字)にあてつけたのである。

一二、卷二六・列傳袁象⁽¹⁾

後拜廬陵王諮議。時南郡江陵縣人荀蔣之弟胡之婦爲曾口寺沙門所淫。夜入荀家。蔣之殺沙門、爲官司所檢。蔣之列、家門穢行、欲告則恥、欲忍則不可、實已所殺。胡之列又如此。兄弟爭死。江陵令宗躬啓州。荊州刺史廬江王求博議。衆曰……若陷以深刑、實傷爲善。由是蔣之兄弟免死。

◎江陵の曾口寺沙門、民婦を淫し、婦の夫の兄に殺さる。

(1) 字は緯才。袁顗の弟、顗の子。宋齊に仕えた(四九四)。

(2) 南齊武帝の第三子。名は子卿(四六八―四九四。南齊書四〇)。建武元(四九四)年には寶源(明帝第五子)が封王されたが、彼ではない。諮議參軍は王府に屬し軍事にあずかる要職。

(3) 廬陵王に正す。子卿は永明元―五(四八三―四八七)年、荊州刺史であった。

一三、同 右袁昂⁽¹⁾

雍州刺史顗之子也。顗敗、藏於沙門。沙門將以出關。關吏疑非常人。沙門杖而語之、遂免。或云、顗敗時、昂年五歳。乳媼携抱、匿於廬山。州郡於野求之。於乳媼匿所、見一彪。因去、遂免。會赦得出。猶徙晉安。

◎沙門の機智で關を出づ。

(1) 本名千里。のち齊武帝が昂と改名したので千里を字とさせた。梁の司空(四六一―五四〇)。

(2) 宋明帝の泰始二(四六六)年、晉安王子勛を擁し帝と稱せしめたが、事敗れ死す。

(3) 梁書三一では以下の乳媼の話をも簡略して述べる。沙門の機智で關所を通過する類話は宋の王華(宋書六三・史料三三)にもある。

一四、卷三一・列傳張融⁽²⁾

弱冠有名……解褐爲宋新安王子鸞行參軍。王母殷淑儀薨。後四月八日建齋。并灌佛。僚佐餽者多至一萬。少不減五千。融獨注餽百錢。帝不悅曰。融殊貧。當序以佳祿。出爲封溪令。

◎仕えた王母の葬後の齋にわづか百錢を餽す。

↓南齊書史料三五(南史の方が詳しい)

(1) 字は思光。吳の四姓の一。暢の子。三教に通じ佛教に詳しく、「問律」を作る。

(2) 宋書八〇・始平孝敬王子鸞は孝武帝の第八子で大明四(四六

○年、襄陽王から新安王に改封した。↓宋書史料五八
 (3) 交州武平郡の縣。ヴェトナムの北境で邊鄙だが南海の物資の利が多かったと思われる。

一五、^{卷三九・列傳}劉⁽¹⁾ 孝綽⁽¹⁾

初孝綽與到溉兄弟甚狎。溉少孤。宅近僧寺、孝綽往溉許。適見黃臥具。孝綽謂僧物色也。撫手笑。溉知其旨、奮拳擊之、傷口而去。

○僧の用いる黃臥具を笑う。

(1) 彭城安上里の人。字も孝綽。本名冉。梁書三三に傳あり(四八一—五三九)。文才あり「仗氣負才、多所陵忽。忽有不合意、極言詆訾」とあるから、思想的背景ではなくてこんな行爲もあつたろう。
 (2) 梁書四〇・南史二五に傳あり。佛教信者である。↓梁書史料三八。

一六、^{卷四一・列傳}齊宗室⁽¹⁾ 臨汝侯 坦之⁽¹⁾

〔少帝〕謂坦之曰、人言鎮軍與王晏・蕭謐欲共廢我。似非虛傳。……坦之曰。天下寧當有此。誰樂無事廢天子邪。……官有何事一旦便欲廢立。朝貴不容造以論政。當是諸尼師母言耳。豈可以尼姥言爲信。……

○明帝の廢立と諸尼の言。

(1) 字は君平。齊の高帝蕭道成の絶服の族子(喪服關係ない疏屬)(一四九九)。

(2) 廢帝鬱林王昭業(在位一年、四九四)。

(3) 蕭鸞のちの明帝。昭業を廢し海陵王昭文を立て、直ちにこれをも廢し自ら即位した(四九四年)。

(4) 通鑑一五九に「西昌侯鸞既誅徐龍駒・周奉叔而尼媼外入者頗傳語」とある。坦之は昭業の無軌道を矯正せんと努め、その成るなきを察し明帝に心を寄せた。

一七、^{卷四二・列傳}豫章文獻王附蕭⁽¹⁾ 子範⁽¹⁾

子範無居宅。尋卒於招提寺僧房。
 ○居宅なく僧寺に死す。

(1) 南齊の豫章王嶷(南齊書三二)の子。十六人の兄弟があり、子廉・子恪は彼の兄、子顯・子雲は彼の弟になる(一五五〇)。

(2) ときに侯景の亂で、邸宅が保持しにくかった。彼の弟、子雲も僧房で死んだ。↓梁書史料二九

一八、^{卷四三・列傳}齊高帝諸子⁽¹⁾ 始興王 鑑⁽¹⁾

自晉以來、益州刺史皆以良將爲之。宋泰始中(四六五—四七二)益州市橋忽生小洲。道士邵碩見之曰。當有貴王臨州。劉亮爲刺史。齋前石榴樹陵冬生華。亮以問碩。碩曰。此謂狂華。宋諸劉滅亡之象。後二年君當終。後九載宋當滅。滅後有王勝意來作此州。冀爾時蜀土平。碩始康人。元徽二(四七四)年忽告人云。吾命終。因臥而死。後人見碩在荊州上明、以一雙故履、縛左脚而行甚疾。遂不知所之。永明二(四八四)年武帝不復用諸將爲益州。始以鑑爲益州刺史督益寧二州軍事。加鼓吹一部。勝意反語爲始興。碩言於此乃驗。

○道士とも呼ばれた沙門邵碩。

(1) 南齊の高帝の第十子。

(2) 宋書四五・劉懷慎附。彭城の劉氏で一門は宋を助け武功があつた。懷慎の弟懷默の孫。父の名は孫登。亮は武當山道士孫道胤の言を信じ仙藥を服して尸解した(つまり中毒死した)。冠軍將軍を贈り剛侯と諡す。

一九、同 右宜都王 鏗⁽¹⁾

及延興元(四九四)年、明帝誅高武文惠諸子。鏗聞之。……後果遭呂文顯、齊樂往。夜進聽事正逢八關齋。鏗上高坐、謂文顯曰。高皇昔寵任君。何事乃有今日之行。答云。出不獲已。於是仰藥。時年十八。……

初鏗出閣、時年七歲。陶弘景爲侍讀。八九年中甚相接遇。後弘景

隱山、忽夢鏗來。⁽³⁾慘然、言別云。某日命過無罪。後三年當生某家。弘景訪以幽中事。多祕不出。覺後即遣信、出都參訪。果與事符同。弘景因者夢記云。

(1) 南齊の太祖(蕭道成)の第十六子(四七七—四九四)。

(2) 南齊書五六・倖臣に傳あり。

(3) 陶弘景が官を辭し句曲山に隱居したのは永明十(四九二)年である。

二〇、卷四四・列傳三 晉安王 子懋⁽¹⁾

四・齊武帝諸子

諸子中最爲清恬、有意思。廉讓好學。年七歲時、母阮淑媛⁽²⁾、嘗病危篤、請僧行道、有獻蓮華供佛者。衆僧以銅甕盛水、漬其莖、欲華不萎。子懋流涕禮佛曰。若使阿姨、⁽⁴⁾因此和勝、願諸佛、令華竟齋不萎。七日齋畢、華更鮮紅、視甕中、稍有根鬚。當世稱其孝感。

◎母の治病祈願に佛に禮し孝感あり。

(1) 武帝第七子。字は靈昌。明帝が諸王を誅除したのに反抗し起兵、尋陽に戦い敗死した(四七二—四九四)。

(2) 南齊の六宮女官の位號。九嬪の一。

(3) 佛像の周圍をめぐる禮拜する儀式。

(4) 母の姉妹、妻の姉妹などを呼ぶ稱呼。ここでは生母を指している。

二一、卷四六・桓 康⁽¹⁾

列傳三六

隨〔齊〕武帝起兵、摧堅陷陣、膂力絶人。所經村邑、恣行暴害。江南人畏之、以其名怖小兒、畫其形於寺中。病瘡者寫形、帖著牀壁、無不立愈。

◎武將桓康の像を寺中に畫く。

(1) 北蘭陵・承(正しくは永縣。山東省嶧縣)の人。南齊書三〇の傳には「其形……牀壁」を「以辟瘡」に作るから、佛教との關係を記さない。建康實錄一五も同じく、「以」↓而。

二二、卷四八・列傳 王 斌⁽¹⁾

三八陸厥附

時有王斌者。不知何許人。著四聲論、行於時。斌初爲道人。博涉經籍、雅有才辯。善屬文、能唱導⁽²⁾而修容儀。嘗弊衣、於瓦棺寺聽雲法師講成實論⁽³⁾。無復坐處。唯僧正慧超尙空席。斌直坐其側。慧超不能平。乃罵曰。那得此道人、祿款似隊父、唐突人。因命驅之。斌笑曰。既有敍勳。僧正何爲隊父。道人不爲動而撫機問難、辭理清舉。四坐皆屬目。後還俗。以詩樂自樂。人莫能名之。

◎沙門たりし王斌、四聲論を著わす。

(1) 陸慧曉(吳郡吳の人)の兄の孫に當る陸厥(四七三—五〇〇)の傳末に見える。

(2) Skt. nideśa 演說・說教。梁傳一五に唱導科の僧傳あり、「法理を宣唱し衆心を開導す」という。齋會に說法しかつ齋主の功德を讃めた。

(3) 光宅寺法雲(四六七—五二九)のこと。梁傳九・慧次傳等に見える。

(4) 慧超は齊代知名の僧であると梁傳一三・慧忍傳に見える。

(5) 祿Ⅱ碌で凡庸、蔽は陋しいこと。以下の文の意味は後考を待つ。

二三、卷四九・列傳 峻⁽¹⁾

三九劉懷珍附

父琰之仕宋爲始興內史。峻生期月而琰之卒。其母許氏携峻及其兄法鳳、還鄉里。宋泰始初(四六五)魏剋青州。峻時年八歲。爲人所略爲奴、至中山。中山富人劉寶愍峻、以束帛贖之。教以書學。魏人聞其江南有戚屬、更徙之代都。居貧不自立。與其母並出家爲尼僧。既而還俗。峻好學、寄人廡下、自課讀書。……齊永明中、俱奔江南。更改名峻字孝標。

◎劉孝標、母許氏と出家しのち還俗す。↓魏書史料六六

(1) 字孝標で知られる。世說新語の注は有名(四六二—五二二)。

梁書五〇の傳にこの記事なし。

二四、卷五〇・列傳劉顯⁽¹⁾
四〇劉顯附

〔梁〕武帝甚嘉焉。遷尚書左丞。除國子博士。時有沙門訟田。帝大署曰貞。有司未辯。徧問莫知。顯曰。貞字文爲與上人。帝因忌其能出之。

◎梁武帝、田を訴えし沙門に田を與う。

(1) 沛郡相の人。顯の族子。字は子芳(四八一—五四三)。

二五、同右劉虬附劉子遼⁽¹⁾

A 八歲能屬文。虬曰。此兒必以文興吾宗。常謂諸子曰。若比之顏氏之遼得吾之文。由是州里稱之。時有沙門僧惠。有累識。每詣虬。必呼之遼小字曰。僧伽福德兒。握手而進之。年十五舉茂才。明經對策。

B 侯景初以蕭正德爲帝。之遼時落景所。將使授璽紱。之遼預知。仍剃髮披法服乃免。先是平昌伏挺出家。之遼爲詩嘲之曰。傳聞伏不鬪。化爲支道林。及之遼遇亂。遂披染服。時人笑之。

◎A沙門僧惠、少年劉子遼の才を認む。

B侯景の命令を避け沙門の服を着る。

(1) 南陽・涅陽(河南省鎮平縣南)の人。南齊の國子博士劉虬の子、字は思貞(一五四九)。

(2) 彼の小字は僧伽。當時、小字は佛教關係の語を用いること多く、他に、蕭藻(梁書二三・南史五一)傳に「〔梁武〕帝每稱其小字。歎曰子弟竝如迦葉、吾復何憂」とある。これは成人した後にも小字で呼んだのである。

(3) 梁書五五。臨川王宏の子で武帝の養子になったが、昭明太子が生まれるに及び西豐侯に封ぜられ異心を抱き、侯景に利用され一時天位についたが、侯景に殺された。

(4) 梁書五〇・文學。また南史七一・伏曼容附。

(5) 梁傳四。

二六、卷五一・列傳四一・梁宗蕭明⁽¹⁾
室上・長沙宣武王懿附

勃海王高澄禮明甚重。謂曰。先王與梁主和好十有餘年間。彼禮佛文常云。奉爲魏主并及先王此甚是梁主厚意。不謂一朝失信、致此紛擾。因欲與梁通和。

◎梁武帝の禮佛文に「奉爲魏主云々」とあり。

(1) 武帝の長兄懿の第五子。字は靖通。

二七、卷五一・列傳臨川靜惠王宏⁽¹⁾
四一梁宗室上

〔天監〕十七(五一八)年、〔武〕帝將幸光宅寺。有士伏於驃騎航、待帝夜出。帝將行心動。乃於朱雀航過。事發、稱爲宏所使。

◎梁武帝、光宅寺に幸す。

(1) 梁書二二・太祖五傳にはこの事なし。宏は武帝の父、太祖(追尊)第六子(四七三—五二六)、武帝の皇弟であるが、兄を謀殺せんとした。しかも武帝は彼の罪を宥したが、それは武帝の佛教信仰による仁弱・慈悲に發すると評される。しかし梁書にはこの事件を載せず、宏の孝行や寛和を記し別人の觀がある。

(2) 武帝が秣陵縣同夏里三橋の舊宅を捨てて天監六(五〇七)年八月に建てた寺。建康實錄一七を見よ。

(3) 宏は驃騎將軍であり、秦滙に臨む私邸の前に航(浮橋)を造りこう名づけた。

(4) 秦滙と朱雀大街との交わる所にあった渡し場。

二八、同 右附〔臨賀王〕正德⁽¹⁾

時東府有正德及樂山侯正則。……後正則爲劫殺沙門徒嶺南死。……先是……後黃門郎張準有一雉媒。正德見而奪之。尋會重雲殿爲淨供。皇儲以下莫不畢集。……

◎蕭正則沙門を殺す。重雲殿の淨供。

(1) 臨川王宏の第三子。凶虐なさざるなく弟正則らと四凶と稱せられた。侯景に利用され太清二(五四八)年帝を稱し正平と改元。翌

年退位したが武帝はなお彼を侍中大司馬に任じ慰め、彼も後悔し賊を圖らんとして殺された。そんな武帝も正徳の弟、正則が沙門を殺したことは嚴罰している。

(2) 雉の子を馴らし野雉の獵におとりとするもの。

(3) 佛教に本づく齋會であろう。

二九、卷五八・列傳四八・韋叡附 韋 鼎

↓隋書史料四四(卷七八)

三〇、卷五八・列傳四八・裴邃附 裴 之禮⁽¹⁾

A 邃廟在光宅寺西。堂宇宏敞。松柏鬱茂。范雲廟在三橋。蓬蒿不翦。梁武帝南郊。道經二廟。顧而歎曰。范爲已死。裴爲更生。……

B 歷位黃門侍郎。武帝設無遮會、御象驚排突陛衛。王公皆散。唯之禮與散騎侍郎臧盾不動。帝壯之。以之禮爲壯勇將軍・北徐州刺史。

◎父の廟光宅寺西にあり。無遮佛會に象があはれる。

↓Bは梁書史料四五(梁書四二)

(1) 河東聞喜(山西省聞喜縣)の人。邃(一五二四)の子。字は子義。梁書二八に傳あり。

(2) 梁書四二に傳あり。

三一、卷五九・列傳四九 任 昉⁽¹⁾

嘗欲營佛齋。調楓香二石。始入三斗。便出教長斷。曰。與奪自己。不欲貽之後人。

◎佛齋に用いる楓香の調を癡す。

(1) 字は彦升。文名あり。任中丞集一卷現存。樂安博昌(山東省壽光縣)の人(四六〇―五〇八)。梁書一四に傳あり。

(2) 天監二(五〇三年)、出でて義興太守となり、在郡清潔の稱あり、御史中丞に轉じ六(五〇七年)、新安太守となり一年にして死し百姓彼のため祠堂を立て徳をしのんだ。南史には具體的に、八十歳以上の百姓の寒溫を訪ねしめ、郡の蜜嶺(の蜂蜜)と楊梅を從來太

守が人をして冒險して採取させていたのを停絶したなどの治績を記す。どの郡のことか未詳。

三二、卷六三・列傳五三 王 僧辯⁽¹⁾

先是天監中、沙門釋寶誌爲讖云。太歲龍將無理。蕭經霜草應死。餘人散十八子。時言、蕭氏嘗滅、李氏代興。

◎沙門寶誌の梁滅亡の豫言。

(1) 太原祁(山西省祁縣東)の人。北魏から梁に歸順した王神念の子(一五五五)字は君才。陳霸先とともに梁元帝に仕えた武門の棟梁だが後者のため失脚した。

(2) 梁傳十(神異)に傳あり。

三三、卷六四・列傳五四 杜 勣⁽¹⁾

大同初(五三五)魏軍復圍南鄭、〔父〕懷瑤命第三子疑、帥二百人與魏前鋒、戰於光道寺溪。

◎南鄭の光道寺。

(1) 京兆杜陵(西安市東南)の人。先祖は北から移住し雍州の襄陽に家した。一門みな武將。

(2) 陝西省の秦嶺の南の漢中。

三四、同 右杜 龔⁽¹⁾

後杜泰降文帝。龔尙醉不覺。文帝遣人、負出項王寺前、斬之。王氏因截髮出家。杜氏一門覆矣。

◎項王寺の前で斬られ、妻王氏尼となる。

(1) 崩の兄岑の子。梁元帝に仕え、王僧辯の女婿。岳父の敗れたのち吳興に據り陳蒨(のち文帝・世祖)と戦う。部將杜泰、文帝に降り、和を求めんとしたが、妻王氏は反對し、私財を出し賞募し戦った。

三五、卷七〇・列傳六〇 甄 彬⁽¹⁾

彬有行業。鄉黨稱善。嘗以一束苧、就州長沙寺庫質錢。後贖苧、

還於芋束中、得五兩金。以手巾裹之。彬得送還寺庫。道人驚云。近有人、以此金質錢。時有事不得舉而失。檀越乃能見還。輒以金牛仰酬。往復十餘。彬堅然不受。因謂曰。五月披羊裘而負薪。豈拾遺金者邪。卒還金。梁武帝布衣而聞之……⁽³⁾

◎長沙寺庫より芋束を抵當とし錢を質借す。

- (1) 中山(河北省定縣)の人。宋の江陵令法崇の孫。
- (2) 杜泰は龔の將。この戦は承聖二(五五三)年のこと。
- (3) 以下に云う。武帝即位後、武昌侯蕭藻を益州刺史に出鎮させたとき彬を府録事參軍、帶郫縣令とし、同列五人に廉慎なれと誡めたが、彬に對しては「卿昔有還金之美。故不復以此言相屬」と言い、藻にも禮遇されたと。

三六、同 右郭 祖深

〔梁武〕帝湯情内教、朝政縱弛。祖深輿輓詣闕、上封事。其略曰。大梁應運、功高百王。慈悲既弘、憲律如替。……陛下昔歲尙學、置立五館、行吟坐詠、誦聲溢境。比來慕法、普天信向。家家齋戒、人人懺禮。不務農桑、空談彼岸。夫農桑者今日濟育。功德者將來勝因。豈可墮本勤末、置邇効除也。……臣見疾者詣道士、則勸奏章。僧尼則令齋請。俗師則鬼禍須解。醫診則湯熨散丸、皆先自爲也。臣謂爲國之本、與療病相類。……今之所任腹背之毛耳。論外則有勉捨⁽¹⁾說内則有雲旻⁽²⁾。雲旻所議、則傷俗盛法。……

時帝大弘釋典、將以易俗。故則深尤言其事條。以爲都下佛寺五百餘所。窮極宏麗。僧尼十餘萬、資產豐沃。所在郡縣不可勝言。道人又有白徒。尼則皆畜養女。皆不貫人籍。天下戶口幾亡其半。而僧尼多非法。養女皆服羅紈。其蠹俗傷法、抑由於此。請精加檢括。若無道行、四十已下皆使還俗附農。罷白徒養女、聽畜奴婢。婢唯著青布衣。僧尼皆令蔬食。如此則法與俗盛。國富人殷。不然恐方來處處成寺。家家剝落、尺土一人、非復國有。……

帝雖不能悉用。然嘉其正直、擢爲豫章鍾陵令⁽³⁾。員外散騎常侍⁽⁴⁾。◎梁武帝の佛教への過度の尊重を諫め、僧尼の非行を論じ、還俗を含む處置を取ることを述べる。

- (1) 周捨(四七九―五二四)・徐勉(四六六―五三五)。武帝治世前半の儒教的政治家。
- (2) 僧旻(莊嚴寺。四六七―五二七)と法雲(光宅寺。四六七―五二九)。開善寺智藏(四五八―五二二)とともに慧次(梁傳八)の弟子で、梁の三大法師。
- (3) 江西省進賢縣西北。
- (4) この上表は荀濟(↓北史史料一四)のと並ぶ排佛の上表。文中の人名から考えて普通五(五二四)年以前のもののか。

三七、卷七六・列傳 吳苞⁽¹⁾

時有趙僧巖・蔡薈。皆有景行。慕苞爲人。僧巖北海人。寥廓無常、人不能測。與劉善明友⁽²⁾。善明爲青州。欲舉爲秀才。大驚拂衣而去。後忽爲沙門、栖遲山谷。常以一壺自隨。一旦謂弟子曰。吾今夕當死。壺中大錢一千、以通九泉之路。臘燭一挺、以照七尺之尸。至夜而亡。時人以爲知命。

◎吳苞を慕う趙僧巖、辟召を辭し沙門となる。

- (1) 南齊書五四・高逸傳にはこの事なし。
- (2) 南齊書二八に傳あり。南史四九、劉懷珍傳附(一四八〇)。

三八、同 右阮 孝緒

……自是屏居一室、非定省未嘗出戶。家人莫見其面。親友因呼爲居士。年十六父喪。……所居以一鹿牀爲精舍、以樹環繞……後於鍾山聽講……湘東王著忠臣傳・集釋氏碑銘・丹陽尹錄・研神記、並先簡孝緒而復施行。……末年以蔬食斷酒。其恆供養石像、先有損壞。心欲補之。罄心敬禮、經一夜忽然完復。衆並異之。

◎隱士として學問・佛教に親しんだ阮孝緒。

(1) 字は士宗。陳留尉氏(河南省開封)の人。父は宋の太尉從事中郎彦之、從伯胤之を出繼す。目錄學に精しく七錄を著す(四七九一五三六)。梁書五一の傳では佛教關係が明かでない。

(2) 元帝釋。

(3) 精舍・石像の語があるが明かに佛教とも言えない。南史には彼が武帝の禁令により所藏した讖緯書を焚いたことを記す。

三九、同右釋 寶誌

時有沙門釋寶誌者、不知何許人。有於宋太始中(四六五—四七二)

見之。出入鍾山、往來都邑。年已五六十矣。齊宋之交稍顯靈跡。被髮徒跣、語默不倫。或被錦袍、飲啖同於凡俗。恒以鏡銅剪刀鐸屬挂杖負之而趨。或徵索酒肴、或累日不食。預言未兆、識他心智。一日中分身易所。遠近驚赴、所居噂喑。

齊武帝忿其惑衆、收付建康獄。且日咸見游行市里。既而檢校猶在獄中。其夜又語獄吏、門外有兩輿食、金鉢盛飯。汝可取之。果是文惠太子及竟陵王子良所供養。縣令呂文顯以啓武帝。帝乃迎入華林園。少時忽重、著三布帽亦不知於何得之。俄而武帝崩。文惠太子・豫章文獻王相繼薨。齊亦如此季矣。

靈味寺沙門釋寶亮欲以納被遺之。未及有言。寶誌忽來、牽被而去。祭仲熊嘗問仕何所至。了自不答。直解杖頭左索繩、擲與之。莫之解。仲熊至尙書左丞。方知言驗。

永明中住東宮後堂。從平旦門中出入。末年忽云。門上血汚衣。褰裳走過。至鬱林見害。果以犢車載屍、出自此門。舍故闢人徐龍駒宅而帝頸血流於門限焉。

梁武帝尤深敬事。嘗問年祚遠近。答曰。元嘉元嘉。帝欣然以爲享祚倍宋文之年。雖剃鬚髮而常冠下裙帽納袍。故俗呼爲誌公好爲讖記。所謂誌公符是也。

高麗聞之遣使齎帽供養。天監十三(五一四)年卒。將死、忽移寺

金剛像、出置戶外。語人云。菩薩當去。旬日無疾而終。先是琅邪王筠至莊嚴寺。寶誌遇之與交言歡飲。至亡敕命筠爲碑。蓋先覺也。

◎神異僧釋寶誌の略傳

(1) 牧田諦亮「寶誌和尚傳考」(中國佛教史研究第二。昭五九・東京)参照。

(2) ↓南齊書史料十七、十八。

(3) 梁傳九・義解(四四四—五〇九)。

(4) 梁書三三・南史二二(王曇首附)。

四〇、卷七七・列傳 希秀

爰子希秀甚有學解。亦閑篆隸。正覺・禪靈二寺碑所希秀書也。

◎徐希秀、正覺・禪靈寺碑を書す

(1) 字は長玉。南琅邪開陽(山東省臨沂縣北)の人。本名瑗(三九四—四七五)。

北史佛教史料稿

一、卷五・孝武帝⁽¹⁾

本紀五

A〔永熙三(五三四)〕年七月己丑。帝親搃六軍十餘萬、次河橋。高歡引軍東渡。景午。帝率南陽王寶炬・清河王亶・廣陽王湛・斛斯椿、以五千騎、宿於渾西楊王別舍。沙門都維那惠臻負璽、持千牛刀以從。有牛百頭、盡殺以食軍士。衆知帝將出、其夜亡者過半。……

B 閏十二月癸巳……帝飲酒遇酖而崩。時年二十五。諡曰孝武。殯於草堂佛寺。十餘年乃葬雲陵。

◎沙門都維那惠臻、璽を負うて孝武帝に従う。帝弑され草堂佛寺に葬らること十餘年。

(1) 魏書では出帝平陽王と題する。名は脩。在位三年。宇文泰に弑せらる。

二、卷七・齊顯祖文宣帝

〔天保七(五五六)年五月〕漢陽王洽薨。帝以肉斷慈、遂不復食。

◎文宣帝、慈を斷つとて肉食せず。

三、卷一四・列傳二・后妃〔後主〕馮淑妃

又有董昭儀・毛夫人・彭夫人……皆嬖寵之。……彭夫人亦晉妓進、死於晉陽。造佛寺、與摠持〔寺〕相埒。

◎後主の夫人彭氏死し、ために晉陽に佛寺を立つ。

(1) 北齊書九には後主の三后のみを記し、大穆后從婢であつた彼女の傳はなく、それ以下の後宮の名も知られない。

四、卷二下・列傳七・獻文六王彭城王勰

景明・報德寺僧鳴鐘欲飯。忽聞勰薨、二寺一千餘人皆嗟痛、爲之不食。但飲水而齋。

◎洛陽の景明・報德寺僧、王の死を痛む。

↓魏書二一下なし。ただ王を死に至らせた權臣高肇が誅せられるや「論者知有報應」というのみ。

(1) 字は元和。世宗が高肇の兄の女を皇后にせんとしたのに反對し殺された(永平元・五〇八)。

(2) 洛陽伽藍記三。鈎沈は魏書にこの記事ありというのは北史の誤か。

五、卷二四・列傳二二・崔暹子約

武定中(五四三—五四九)爲平原公開府祭酒。與兄子瞻俱詣晉陽。

寄居佛寺。瞻長於子約二歲。每退朝久立。子約馮几對之。儀望俱華。儼然相映。諸沙門竊窺之、以爲二天人也。

◎沙門から天人と見られた崔氏の貴公子。

(1) 崔暹の六世の孫。懷の子。北齊の天統末(五年、五六九)死す。

↓北齊史料三五六、卷二四・封述

前妻河內司馬氏一息爲娶隴西李士元女。大輸財聘。及將成禮、猶競懸違、述忽取所供養像、對士元打像爲誓。士元笑曰。封公何處常得應急像、須誓使用。

◎供養像を打ち誓をする。

(1) 勃海蔣(河北省景縣)の封懿の族曾孫。

七、卷三〇・盧辯

孝武即位、以辯爲廣平王贊師。永熙二(五三三)年平等浮屠成。孝武會萬僧於寺。石佛低舉其頭、終日而止。帝禮拜之。辯曰。石立社移、自古有此。陛下何怪。

◎孝武帝、平等寺に萬僧を會し石佛に禮す。

(1) 盧景裕(↓魏書史料一二六)の弟。字は景宣。

八、卷三一・高季式

神武初起兵。范陽盧曹亦以勇力稱焉。……時有沙門曇讚。號爲神力。唯曹與之角焉。曇讚聞叫聲則勝。

◎沙門曇讚の勇力。

九、卷三三・列傳二一・李義深李素

字彥鴻。世居柏人。弱冠以文章知。仕齊……晚節頗以貪酒爲累。

貧無居宅。寄止佛寺中。

◎貧しくて佛寺に寄止す。

(1) 李義深は趙郡高邑の人だが、彼の族人であろう。

(2) 河北省唐山縣西。

一〇、卷五三・王則

元象初(五三八)洛州刺史。……則性貪。在州不法。舊京諸像、毀以鑄錢。于時號河陽錢。皆出其家。

◎諸像を鑄つぶして錢とする。↓北齊書二〇にある。洛州の上に「除」

貪の下に「憐」を加う。不法↓「取受非法」とする。

補 本史料は北齊書二〇の王則傳にある。

(1) 字は元軌。自云太原人。

(2) 當然、佛像が含まれていた。

一一、卷五三・列傳四一・**綦連猛**⁽¹⁾

初猛與尉興慶・謝猥餒並喜射。⁽²⁾興慶每入陣、常自署名於背。神武使求其尸祭之。於死處、立浮圖。世謂高王浮圖云。

◎高王浮圖を戦死した尉興慶のために立つ。

(1) 代の人だが、その先に避亂出塞し祁連山に因り姓として語訛のため綦連という。これが真なら漢族の胡族化したもの。

(2) この上文に「興慶事見齊本紀」とある。

一二、卷六一・列傳四九・**獨孤信**⁽¹⁾

上令以驢車、載隋夫妻、將賜死於其家。隋弟司勳侍中整詣闕求哀。於是免隋死除名、以其妻楊氏爲尼。

◎獨孤隋の妻楊氏、尼となる。

補 ↓隋書七九・外威傳獨孤羅(隋の兄)傳にもこの記事がある。ここで補足する。

(1) 獨孤氏は雲中(山西省大同)の人。隋の父は信、兄は羅。また隋文帝の文獻皇后(五五一—六〇二)は隋の異母姉。彼はその妻(楊素の異母妹)とともに猫鬼を信じ、婢の徐阿尼をして左道の呪をさせた。猫鬼は人を病ませ死なせる力あり、殺された人の家財は猫鬼を畜う家に潜移すると信ぜられた。文帝はこの奇怪な事が陰謀にかかわると考え處置した。

一三、卷七一・列傳五九・**越王侗**⁽¹⁾

「王」世充遣其姪行本、齎鴆詣侗曰。願皇帝飲此酒。侗知不免、請與母相見。不許。遂布席焚香、禮佛呪曰。從今以云、願不生帝王尊貴家。及仰藥不能時絕。更以帛縊之。世充僞諡曰恭皇帝。

◎隋の恭帝侗、禮佛し呪し帝王の家に生まれざらんと願う。

補 ↓隋書五九・煬三子傳にこの記事がある。

「諸侗」十所、「貴」十之

(1) 字は仁謹。煬帝の子の元德太子昭(一六〇六)の子。煬帝が江都で弑されたのち洛陽で天子の位に即く。年號皇泰(六一八)。しかるに同じ元德太子の章妃との間の子、侗は唐の高祖に立てられ六一七年二月に義寧と改元していた。しかし六一八年五月、唐に位を禪り、翌年に死んだ(六〇五—六一九)。侗も恭帝と諡され、隋書五四帝紀に列せられる。

(2) 隋書八五に王充として(「世」の字を避けて)傳せられる。隋末僭偽の主。もと西域人。六一八年に侗を擁立したが翌六一九年これを廢し、自ら鄭國を建て開明と改元した(一六二一)。

一四、卷八三・列傳七一・文苑・**荀濟**⁽¹⁾

或稱其才於梁武。梁武曰。此人好亂者也。濟又上書、譏佛法、言營費太甚。梁武將誅之。遂奔魏、館于崔懷家。

◎荀濟、排佛論をなし梁より魏に逃れた。

(1) 字は子通。其先潁川人、世居江左。梁武帝と布衣の交あり、あえて佛教攻撃をなした。その論は廣弘明集九・歷代王臣滯惑解に載せられる。

一五、同 **右柳齊**⁽¹⁾

由是彌爲太子之所親狎。以其好内異、令撰法華玄宗爲二十卷。奏之。太子覽而大悅、賞賜優洽、儕輩莫與爲比。煬帝嗣位、拜秘書監。

◎法華玄宗二十卷を著わす。

補 ↓隋書五八に記事あり。同文。

(1) 彼の名「齊」(ベン)は「辯」の俗字として北齊のとき造られた。「齊」「齊」はともに俗字。字は顧言。河東の人(一六一六?)。

(2) 晉王楊廣、即ち煬帝である。

十六、卷一〇〇序⁽¹⁾
傳

〔李〕虔 延昌初（五二二）冀州大乘賊起、令虔以本官、爲別將、與都督元遙討平之。

◎李虔、大乘賊を平らぐ。

（1）北史の撰者李百藥がその先祖の事蹟を叙べる。

（2）魏書三九・李寶傳附。↓魏書史料六二